

○古物営業法施行細則

(平成21年 6 月12日沖縄県公安委員会規則第 7 号)

改正

平成28年 3 月31日沖縄県公安委員会規則第 6 号

平成30年10月23日沖縄県公安委員会規則第 5 号

令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成 7 年国家公安委員会告示第 7 号。以下「行商規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可をしない旨の通知)

第 2 条 法第 5 条第 3 項の規定による通知は、不許可決定通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

(行商従業者証等に係る承認)

第 3 条 施行規則第12条第 1 項の承認の通知は行商従業者証等の承認通知書（様式第 2 号）、不承認の通知は行商従業者証等の不承認通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(資料の提出要求)

第 4 条 行商規程第 5 条の規定による資料の提出を求めるときは、資料提出要求書（様式第 4 号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第 5 条 行商規程第 6 条第 1 項の規定による廃止の届出は、作成・交付事業廃止届出書（様式第 5 号）により行うものとする。

(承認取消しの通知)

第 6 条 行商規程第 7 条の規定による承認を取消したときの通知は、承認法人取消通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(管理者の解任勧告)

第 7 条 法第13条第 4 項の規定による管理者の解任勧告は、解任勧告書（様式第 7 号）により行うものとする。

(き損等の届出)

第 8 条 法第18条第 2 項の規定による帳簿等をき損等したときの届出は、帳簿き損等届出書（様式第 8 号）により行うものとする。

(認定)

第 9 条 施行規則第19条の 7 第 1 項の規定による認定の通知は、古物競りあっせん業者認定通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

2 施行規則第19条の7第2項の規定による不認定の通知は、古物競りあっせん業者不認定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（認定の取消）

第10条 施行規則第19条の10第1項及び第19条の14第1項の規定による認定古物競りあっせん業の認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

（指示）

第11条 法第23条の規定による指示は、指示書（様式第12号）により行うものとする。

（営業停止命令等）

第12条 法第24条の規定による営業の全部又は一部の停止を命ずるときは、営業停止命令書（様式第13号）により行うものとする。

2 法第6条第1項又は第24条の規定による古物営業の許可を取り消すときは、取消処分通知書（様式第14号）により行うものとする。

（盗品売買等防止団体に係る承認等の通知）

第13条 施行規則第24条第1項の規定による承認の通知は、盗品売買等防止団体の承認通知書（様式第15号）により行うものとする。

2 施行規則第24条第2項の規定による不承認の通知は、盗品売買等防止団体の不承認通知書（様式第16号）により行うものとする。

（盗品売買等防止団体に係る資料の提出要求）

第14条 施行規則第26条第3項の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（様式第17号）により行うものとする。

（盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告）

第15条 施行規則第27条の規定による是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告するときは、是正・改善勧告書（様式第18号）により行うものとする。

（盗品売買等防止団体に係る承認の取消）

第16条 施行規則第29条第1項の規定により承認を取り消すときは、盗品売買等防止団体の承認取消通知書（様式第19号）により行うものとする。

（警察本部長への委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月23日沖縄県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

不許可決定通知書

[別紙参照]

様式第2号（第3条関係）

行商従業者証等の承認通知書

[別紙参照]

様式第3号（第3条関係）

行商従業者証等の不承認通知書

[別紙参照]

様式第4号（第4条関係）

行商従業者証等の不承認通知書

[別紙参照]

様式第5号（第5条関係）

作成・交付事業廃止届出書

[別紙参照]

様式第6号（第6条関係）

作成・交付事業廃止届出書

[別紙参照]

様式第7号（第7条関係）

解任勧告書

[別紙参照]

様式第8号（第8条関係）

帳簿き損等届出書

[別紙参照]

様式第9号（第9条関係）

古物競りあっせん業者認定通知書

[別紙参照]

様式第10号（第9条関係）

古物競りあっせん業者不認定通知書

[別紙参照]

様式第11号（第10条関係）

認定取消通知書

[別紙参照]

様式第12号（第11条関係）

指示書

[別紙参照]

様式第13号（第12条関係）

営業停止命令書

[別紙参照]

様式第14号（第12条関係）

取消処分通知書

[別紙参照]

様式第15号（第13条関係）

盗品売買等防止団体の承認通知書

[別紙参照]

様式第16号（第13条関係）

盗品売買等防止団体の不承認通知書

[別紙参照]

様式第17号（第14条関係）

報告・資料提出要求書

[別紙参照]

様式第18号（第15条関係）

是正・改善勧告書

[別紙参照]

様式第19号（第16条関係）

盗品売買等防止団体の承認取消通知書

[別紙参照]

様式第 1 号（第 2 条関係）

第 年 月 日 号	
不許可決定通知書	
住 所	
商号、名称又は氏名 殿 （法人にあっては、 代表者の氏名）	
沖縄県公安委員会	
年 月 日	第 1 項 古 物 商 第 2 項 古物市場主 に規定する の
許可については、次の理由により行わないこととしたので同法第 5 条第 3 項の規定に基づき通知する。	
理 由	
（教示事項） 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

- 備考 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 号
年 月 日

行商従業者証等の承認通知書

住 所

商号、名称又は氏名 殿
（法人にあつては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会

行商従業者証
年 月 日付けで申請のあった については、古物営業法施行規則第12条第
標 識

1 項の規定により、承認したので通知する。

備考 1 不要の文字は抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 年 月 日 号	
行商従業者証等の不承認通知書	
住 所	
商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）	殿
沖縄県公安委員会	
行商従業者証	
年 月 日	付で申請のあった については、古物営業法施行規則第12条第 標 識
1 項の規定により、次の理由により承認しないこととしたので通知する。	
理 由	
(教示事項)	
1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

備考 1 不要の文字は抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 年 月 日 号

資料提出要求書

住 所

商号、名称又は氏名 殿
（法人にあつては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第 5 条の規定により、次のとおり資料の提出を求める。

提出を求める資料

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日 沖縄県公安委員会 殿 届出者 住所 氏名又は名称 作成・交付事業廃止届出書 行商従事者証等の様式の承認に関する規程第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。	
商号又は名称及び 所在地	
代表者の氏名及び 住所	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

		第 年	月	号 日
承認法人取消通知書				
住		所		
商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）		殿		
沖縄県公安委員会				
行商従事者証等の様式の承認に関する規程第 7 条の規定により、承認を取り消したので通知する。				
理 由				
（教示事項） 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7 号（第 7 条関係）

				第 年 月 日
住 所				
商号、名称又は氏名 殿 （法人にあっては、 代表者の氏名）				
沖縄県公安委員会				
解任勧告書				
古物営業法第13条第 4 項の規定により、管理者の解任を勧告する。				
事業所	所在地			
	営業の種別		名称	
	営 業 者			
管理者	住 所			
	氏 名			
あなたの営業所の管理者については、次の理由により解任することを勧告する。				
解任を勧告する理由				
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日 帳簿き損等届出書 警察署長 殿 届出者 住所 氏名又は名称 古物営業法第18条第 2 項の規定により届け出ます。 <table><tr><td>商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）</td><td></td></tr><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>許 可 証 番 号</td><td></td></tr><tr><td>帳簿等又は電磁的方 法による記録をき損 し、若しくは亡失 し、又はこれらが滅 失した状況</td><td></td></tr></table>		商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）		住 所		許 可 証 番 号		帳簿等又は電磁的方 法による記録をき損 し、若しくは亡失 し、又はこれらが滅 失した状況	
商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）									
住 所									
許 可 証 番 号									
帳簿等又は電磁的方 法による記録をき損 し、若しくは亡失 し、又はこれらが滅 失した状況									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 9 号（第 9 条関係）

		第 年 月 日 号
住 所		
商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）		殿
		沖縄県公安委員会
古物競りあっせん業者認定通知書		
年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定につ 第21条の 5 第 1 項 いては、古物営業法 に規定する国家公安委員会が定める基準に適合することを認定し 第21条の 6 第 1 項 たので通知する。		
営業を示すものとし て使用する名称		
送 信 元 識 別 符 号		
申 請 年 月 日		
認 定 番 号		

備考 1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 号
年 月 日

古物競りあっせん業者不認定通知書

住 所

商号、名称又は氏名 殿
（法人にあっては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会

第21条の5第1項

年 月 日付けで申請のあった古物営業法 に規定する古物競りあっせ

第21条の6第1項

ん業に係る業務の実施の方法の認定については、次の理由により行わないこととしたので通知する。

理 由

（教示事項）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 年 月 日 号

認定取消通知書

住 所

商号、名称又は氏名 殿
（法人にあっては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会

第19条の10第1項
古物営業法施行規則 の規定により、次のとおり古物競りあっせん業の認定を取
第19条の14第1項
り消したので通知する。

理 由

- （教示事項）
- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

		第 年	月	号 日
指示書				
住		所		
商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）		殿		
		沖縄県公安委員会		
古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。				
違 反 事 項				
指 示 事 項				
理 由				

（教示事項）

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13号（第12条関係）

		第 年	月	号 日
営業停止命令書				
住 所				
商号、名称又は氏名 殿 （法人にあっては、 代表者の氏名）				
沖縄県公安委員会				
古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。				
停 止 の 範 囲				
営 業 の 停 止 期 間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで			
処 分 の 理 由				

(教示事項)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

		第 年	月	号 日
取消処分通知書				
住		所		
商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）		殿		
		沖縄県公安委員会		
第6条第1項				
古物営業法		の規定により、次のとおり古物営業の許可を取り消したので通知する。		
第24条				
理 由				

（教示事項）

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

第 年 月 号
年 月 日

盗品売買等防止団体の承認通知書

住 所

商号、名称又は氏名 殿
（法人にあっては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会

年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体に係る承認については、古物営業法施行規則第23条の規定により承認したので通知する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

		第	号
		年	日
住 所			
商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）		殿	
沖縄県公安委員会			
盗品売買等防止団体の不承認通知書			
年 月 日付けで申請のあった盗品売買等防止団体に係る承認については、次の理由により承認しないので通知する。			
理 由			
（教示事項） 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

		第	号
		年	日
		月	

報告・資料提出要求書

住所

商号、名称又は氏名
（法人にあっては、
代表者の氏名）

殿

沖縄県公安委員会

報告

古物営業法施行規則第26条第3項の規定により、次のとおりを求める。

資料の提出

報告

を求める事項

資料の提出

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 年 月 号
日

是 正 ・ 改 善 勧 告 書

住 所

商号、名称又は氏名 殿
（法人にあっては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会

古物営業法施行規則第27条の規定により 是 正 のため必要な措置をとるべきことを
勧告する。 改 善

理 由

備考1 不要の文字は、抹消すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 年 月 日 号

盗品売買等防止団体の承認取消通知書

住 所

商号、名称又は氏名 殿
（法人にあっては、
代表者の氏名）

沖縄県公安委員会

古物営業法施行規則第29条第1項の規定により、盗品売買等防止団体に係る承認を取り消したので通知する。

理 由

- （教示事項）
- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
 - 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。